

青春を返せ  
訴訟

## 統一

# 「伝道活動に違法性」

札幌  
高裁

入信。高額の献金をした  
り、靈感商法に携わった  
りした。

宗教団体と知らざれな  
いまま、マインドコント  
ロールによる勧誘で入信  
させられたなどとして、  
道内などに住む元信者の  
女性十七人が、世界基督  
教統一神靈協会(統一教  
会、東京)に損害賠償を  
求めた訴訟の控訴審判決

で、札幌高裁は十四日、  
統一教会に計約三千万円  
の支払いを命じた。審判  
決を支持し、統一教会の  
控訴を棄却した。

た。

統一教会の勧誘・伝道  
の違法性が争われた「青  
春を返せ訴訟」のうち、  
控訴審で元信者の請求が  
認められたのは二例目と  
なる。

判決理由で山崎健二裁  
判長は「統一教会への勧

誘は、組織的かつ宗教的  
な伝道であることを秘匿  
して行われた。勧誘され  
た者は、外部との接触を  
困難にされ、正常な判断  
ができない状況で教義に  
傾倒した」と述べ、伝道  
活動の違法性を認定し

た。

一審・札幌地裁は二〇  
〇一年六月、「宗教であ  
ることを秘匿するなどし  
て行われた勧誘は、憲法  
が規定する信教の自由を  
侵害するおそれのある違  
法行為」として、統一  
教会に賠償を命令。統一  
教会が「伝道活動の自由  
を認めない偏った反宗教  
的な判断」として控訴し

ていた。

判決によると、元信者